

島原工業高等学校同窓会 旅費規程

令和元年 6 月 8 日定期総会南島原大会で確認

(目的)

第 1 条 この規程は本会活動のために発生した旅費の支給方法を定め、適切な運営を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規程は次の役員に適用する。なお、対象役員の代理者として活動した場合にも適用する。

- (1) 学校長
- (2) 会長
- (3) 事務局長
- (4) 校内事務局（原則として活動は一人とする。）

(支給金額の算定)

第 3 条 支給金額は次のとおりとする。

- (1) 移動手段は公共交通機関を利用することとし、その旅費（交通費・宿泊費）については、可能な限り費用が少なくなるように配慮する。（パック料金など）
- (2) 自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速料金、駐車料の実費を支給する。

(例外の処理)

第 4 条 この規程にないが、特別な理由で旅費精算が必要な場合は会長、事務局長、支部長の五役会議で判断する。

(規程の改定)

第 5 条 この規程の改廃は常任理事会の決議による。

附則 1：この規程は平成 29 年 4 月 1 日より実施する。